

プルサーマルに関わる佐賀県への政策提言

下記のとおり提言申し上げます。

(1) 県独自の核燃料サイクル調査研究の推進

佐賀県は、原発立地周辺市町村と連携して、核燃料再処理を含む核燃料サイクルバックエンドに関する政策・事業のあり方について、安全性のみを対象を限定せず幅広い観点から独自の調査研究を、多様な立場の専門家、民間NGO、他の地方自治体関係者等の意見を、幅広く聞きながら進めるべきである。それを担う組織が、今後の当該問題に関する、政府および電気事業者との協議・交渉に必要な知識・情報を提供する常設の調査研究組織となる。

(2) 国に対する合理的かつ現実的な説明責任の要請

佐賀県は、政府関係機関（原子力委員会、資源エネルギー庁等）に対して、再処理・プルサーマル路線（再処理により資源を回収しプルサーマルでエネルギーを取り出す路線）の必要性についての従来の説明を撤回し、その利害得失についての再評価を行うことにより、説明責任を果たすことを要請すべきである。

(3) 国に対する核燃料サイクル政策見直しの要請

佐賀県は、政府関係機関の説明責任が十分に果たされていないと判断される場合には、再処理・プルサーマル推進政策の見直しを要請すべきである。そのさい、政策の見直しにともなう地方自治体の損失については、政府が必要十分な保証をするよう、要請すべきである。

(4) 九州電力に対する合理的かつ現実的な説明責任の要請

佐賀県は、九州電力に対して、再処理・プルサーマル路線を進めることのできる会社経営にとっての必要性についての、国の説明に準拠した従来の説明を撤回し、その会社経営にとっての利害得失についての再評価を行うことにより、説明責任を果たすことを要請すべきである。

(5) 九州電力に対するプルサーマル実施受け入れの無期限保留

佐賀県は、玄海3号機でのプルサーマル実施について、九州電力の実施受け入れ要請を、無期限に保留し、独自の調査研究とそれを踏まえた政府・九州電力との協議・交渉の進展をまって、九州電力に諾否の回答をすべきである。

(6) 九州電力に対する使用済核燃料貯蔵に関する対応方針

佐賀県は、使用済核燃料の貯蔵能力拡大について九州電力が要請してきた場合、核燃料サイクルバックエンド事業全体のなかでの、その位置づけについて意思確認を行い、それが再処理・プルサーマル事業の推進を前提とした計画である場合には、受諾を保留すべきである。ただしそうでない場合に

は、九州電力が県の核燃料サイクルバックエンド調査研究に全面的な支援（情報提供等）を行うことを条件に、緊急避難的な受諾の可否について検討してもよい。

核燃料サイクル国際評価パネル（ICRC） 国内委員

座長 吉岡 齊（九州大学大学院比較社会文化研究院教授）

事務局長 飯田 哲也（環境エネルギー政策研究所所長）

委員 海渡 雄一（弁護士）

橘川 武郎（東京大学社会科学研究所教授）

藤村 陽（京都大学大学院理学研究科助手）